

日仏政治学会規約

1981年3月6日制定
1992年11月6日改正
1994年12月1日改正
2005年5月17日改正
2020年11月14日改正

第1条 本会を日仏政治学会 Société franco-japonaise de Sciences politiques と称し、事務局を〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-9-25 日仏会館内におく。

第2条 本会は日仏両国の政治の相互理解を深めるために両国間の幅広い交流を計ることを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

- イ. 日仏政治文化の理解促進のための人的交流。
- ロ. 日仏政治学上の研究成果の紹介・翻訳・出版。
- ハ. その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会は次の会員から成る。

- イ. 名誉会員 日仏間の政治文化の交流に特に寄与した者のうちから選ぶ。
- ロ. 賛助会員 本会に対して、精神的又は物質的な支持を与える者のうちから選ぶ。
- ハ. 通常会員 本会の事業に参加する者。

第5条 名誉会員又は賛助会員の資格は、理事会が授与する。この資格は、本人の同意がなければ確定的とならない。本会の目的に賛同する者は、通常会員となることを求めることができる。この請求は、通常会員1名の推薦により、理事会の承認を経なければならない。会員に重大な義務の違反がある場合には、理事会の決定によって、この者を本会から除名することができる。この者に異議があるときは、この決定は総会の承認を得なければならない。

第6条 本会に次の役員をおく。

- 1. 理事長 1名
- 2. 理事 若干名
- 3. 監事 2名

第7条 理事は総会が選出する。

理事長は理事の互選により定める。

監事は総会の議を経て理事会が委嘱する。

幹事は理事会が委嘱する。

役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第8条 本会は毎年一回定期総会を開く。但し、理事長が必要と認めたときは臨時総会を召集することができる。

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9条 会費は次の通り定める。

通常会員については、年額3,000円。

賛助会員については、

自然人の場合は、一口10,000円。

法人の場合は、一口50,000円。

名誉会員は会費を納めることを要しない。

第10条 本会の規約変更は総会の承認を要する。